

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 2 年 4 月 2 日

新潟市長 中原 八一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 河渡ショッピングセンター

所在地 新潟市東区河渡庚 241-1 外

設置者 株式会社イエローハット 代表取締役 堀江 康生

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## 1) 荷さばき施設の位置

(変更前)

位置	荷さばき施設の面積	備考
荷さばき施設 No. (配置図上の No.)		
荷さばき施設 1 (建物 1 南側)	32.0 m <sup>2</sup>	—
荷さばき施設 2 (建物 2 北東側)	174.0 m <sup>2</sup>	—
荷さばき施設 3 (建物 2 南東側)	210.0 m <sup>2</sup>	—
荷さばき施設 4 (建物 3 南東側)	44.0 m <sup>2</sup>	—

(変更後)

位置	荷さばき施設の面積	備考
荷さばき施設 No. (配置図上の No.)		
荷さばき施設 1 (建物 1 南側)	32.0 m <sup>2</sup>	—
荷さばき施設 2 (建物 2 北東側)	174.0 m <sup>2</sup>	—
荷さばき施設 3 (建物 2 南東側)	210.0 m <sup>2</sup>	—
荷さばき施設 4 (建物 3 南東側)	44.0 m <sup>2</sup>	—
荷さばき施設 5 (建物 4 東側)	15.0 m <sup>2</sup>	—

2) 廃棄物等保管施設の位置

(変更前)

位置 廃棄物等保管施設 No. (配置図上の No.)	廃棄物等の保管施設の容量	備考
廃棄物等保管施設 1 (建物 1 内 東側)	6.44 m <sup>2</sup>	—
廃棄物等保管施設 2 (建物 1 内 東側)	6.44 m <sup>2</sup>	—
廃棄物等保管施設 3 (建物 1 内 東側)	28.16 m <sup>2</sup>	—
廃棄物等保管施設 4 (建物 2 内南東側)	35.62 m <sup>2</sup>	—
廃棄物等保管施設 5 (建物 2 内南東側)	74.24 m <sup>2</sup>	—
廃棄物等保管施設 6 (建物 2 内南東側)	8.00 m <sup>2</sup>	—
廃棄物等保管施設 7 (建物 3 内 東側)	17.50 m <sup>2</sup>	—

(変更後)

位置 廃棄物等保管施設 No. (配置図上の No.)	廃棄物等の保管施設の容量	備考
廃棄物等保管施設 1 (建物 1 内 東側)	6.44 m <sup>2</sup>	—
廃棄物等保管施設 2 (建物 1 内 東側)	6.44 m <sup>2</sup>	—
廃棄物等保管施設 3 (建物 1 内 東側)	28.16 m <sup>2</sup>	—
廃棄物等保管施設 4 (建物 2 内南東側)	35.62 m <sup>2</sup>	—
廃棄物等保管施設 5 (建物 2 内南東側)	74.24 m <sup>2</sup>	—
廃棄物等保管施設 6 (建物 2 内南東側)	8.00 m <sup>2</sup>	—
廃棄物等保管施設 7 (建物 3 内 東側)	17.50 m <sup>2</sup>	—
廃棄物等保管施設 8 (建物 4 内 南側)	1.8 m <sup>2</sup>	—

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社越後イエローハット	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分	建物 1
株式会社コメリ	午前 7 時 00 分	午後 10 時 00 分	建物 2
株式会社アルペン	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分	建物 3

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社越後イエローハット	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分	建物 1
株式会社コメリ	午前 7 時 00 分	午後 10 時 00 分	建物 2
株式会社アルペン	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分	建物 3
(HAPPY CUBE 株式会社)	午前 10 時 00 分	午後 7 時 00 分	建物 4

2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

位置 荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1 (建物 1 南側)	午前 9 時 00 分～午後 8 時 00 分
荷さばき施設 2 (建物 2 北東側)	午前 7 時 00 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設 3 (建物 2 南東側)	午前 7 時 00 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設 4 (建物 3 南東側)	午前 6 時 00 分～午後 7 時 00 分

(変更後)

位置 荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1 (建物 1 南側)	午前 9 時 00 分～午後 8 時 00 分
荷さばき施設 2 (建物 2 北東側)	午前 7 時 00 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設 3 (建物 2 南東側)	午前 7 時 00 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設 4 (建物 3 南東側)	午前 6 時 00 分～午後 7 時 00 分
荷さばき施設 5 (建物 4 東側)	午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分

3 変更する年月日

- ・上記 2 の (1) の変更：令和 2 年 11 月 28 日  
(ただし、軽微な変更が認められた場合はその日以降)
- ・上記 2 の (2) の変更：令和 2 年 3 月 28 日

4 変更する理由

敷地内の既存飲食店の跡地に建物 4 (小売店舗) を新設して、来客の利便性を確保するため。

5 届出年月日

令和 2 年 3 月 27 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市東区役所地域課

7 縦覧期間

令和 2 年 4 月 2 日から令和 2 年 8 月 2 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp